

毎週 火曜・金曜日発行

印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

規 則	所 管 課 名
現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	人 事 課
農業協同組合法施行細則を廃止する規則	農 業 経 済 課
告 示	
・結核予防法に基づく指定医療機関の指定辞退	健 康 政 策 課
・結核予防法に基づく指定医療機関の指定	"
在宅福祉事業費補助金交付要綱の一部改正	長寿介護政策課
長崎県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正	児 童 家 庭 課
・公有水面埋立ての竣功認可（2件）	漁 港 漁 村 計 画 課
・収去飼料の試験結果の概要	畜 産 課
・保安林の指定	山 地 災 害 対 策 室
・都市計画下水道事業の変更認可	都 市 計 画 課
・道路の区域の変更	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始	"
・公有水面埋立ての竣功認可（2件）	港 湾 課
証紙売りさばき人の指定の一部改正（2件）	会 計 課
公 告	
・佐世保海軍施設（平瀬係船池）における岸壁等の整備事業（仮称）の環境影響評価書	総 務 文 書 課
・一般競争入札の実施	情 報 政 策 課
・第9次鳥獣保護事業変更計画の閲覧	自 然 保 護 課
・経営土地改良事業の工事の完了	農 村 計 画 課
・都市計画の図書の縦覧（4件）	都 市 計 画 課
・競争入札の参加者の資格等	会 計 課
教育委員会訓令	
長崎県教育庁決裁規程の一部改正	総 務 課
教育長訓令	
長崎県教育長の権限事務の一部を教育機関の長に委任する規程の一部改正	総 務 課

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

人事委員会事務局

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

"

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

"

正 誤

・平成15年3月4日付け長崎県公報第9212号中

河 川 課

規 則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

長崎県規則第21号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年長崎県規則第81号。以下「現業規則」という。)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、別表第8に定めるもののほか」を削り、同条第2項を削る。

別表第7及び別表第8を削る。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和59年長崎県規則第10号。以下「昭和59年改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成15年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月31日においてこの規則の規定による改正前の現業規則別表第8に掲げる税務手当の支給を受けている職員が施行日以後も引き続き同表の手当の支給要件の欄に掲げる業務に従事する場合及びこれらとの権衡上必要と認められるものに係る特殊勤務手当の支給については、この規則の規定による改正後の現業規則及び改正後の昭和59年改正規則の規定(以下「改正後の規定」という。)にかかわらず、平成18年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。ただし、特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算出して得られた額(その額が、改正後の規定により支給されることとなる特殊勤務手当の額を下回るときは、当該改正後の額)とする。

- (1) 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで 当該特殊勤務手当の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで 当該特殊勤務手当の額に100分の50を乗じて得た額
- (3) 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで 当該特殊勤務手当の額に100分の25を乗じて得た額

農業協同組合法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

長崎県規則第22号

農業協同組合法施行細則を廃止する規則

農業協同組合法施行細則(平成5年長崎県規則第46号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第387号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次のとおり指定辞退の申し出があったので受理した。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
犬塚浩外科医院	佐世保市三浦町3 - 17	平成15年1月19日
松尾産婦人科医院	東彼杵郡川棚町百津郷452	平成15年1月26日
すみや薬局佐々店	北松浦郡佐々町羽須和免740 - 3	平成15年1月9日

長崎県告示第388号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として、次のとおり指定した。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
犬塚外科クリニック	佐世保市三浦町3 - 10	平成15年1月20日
むかえ眼科	佐世保市稲荷町14 - 3 吉田ビル	平成15年2月12日
松尾産婦人科医院	東彼杵郡川棚町百津郷452	平成15年1月27日
あしベクリニック	壱岐郡芦辺町芦辺浦606 - 1	平成15年1月1日
そうごう薬局美津島店	下県郡美津島町大字雞知甲1311 - 1	平成15年3月1日

長崎県告示第389号

在宅福祉事業費補助金交付要綱（昭和61年長崎県告示第297号の22）の一部を次のように改正し、平成14年度の予算に係る補助金から施行する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

第1条中「老人」の次に「、障害者及び難病患者等」を加え、「市町村及び社会福祉法人等に対し」を「市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。ただし、別表に掲げる精神障害者ホームヘルプサービス事業を除き、中核市を除く。以下「市町村」という。）及び財団法人長崎県老人クラブ連合会に対し」に改める。

第2条を削り、第3条を次のように改め、同条を第2条とする。

（補助の対象経費及び補助額）

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）、経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

第4条を次のように改め、同条を第3条とする。

（申請書に添付すべき書類等）

第3条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類及び申請書の提出期限は、知事が別に定める。

第5条を次のように改め、同条を第4条とする。

（補助の条件）

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、当該事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書、帳簿及び証拠書類を整理し、これを当該事業完了の翌年度から5年間保管しなければならないこととする。

第6条を第5条とし、第7条を次のように改め、同条を第6条とする。

（実績報告）

第6条 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類及び実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

第8条を第7条とし、第9条を次のように改め、同条を第8条とする。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第20条ただし書きに規定する別に定める期限については、事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第2項により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

区分	種 目	補助の対象となる経費			補助率
		基 準 額	対 象 経 費	算 定 方 法	
在宅福祉事業	在宅福祉事業 身体障害者ホームヘルプサービス事業費 (身体障害者福祉法第18条第1項第1号、第21条の10第1項の規定により市町村が行う事業)	<p>次により算出した額の合算額とする。</p> <p>1 手当等 (1)及び(2)により算出した額の合算額とする。</p> <p>(1) 滞在型 ア 身体介護中心業務 3,740円×延べ活動単位数 イ 家事援助中心業務 1,470円×延べ活動単位数 なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 (ア) 身体介護中心業務 4,670円×延べ活動単位数 (イ) 家事援助中心業務 1,830円×延べ活動単位数 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は、30分毎に0.5単位を加算する。 ウ 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,470円を乗じて得た額とする。 (ア) 30分未満は0単位 (イ) 30分以上1時間未満は0.5単位 (ウ) 1時間以上は1単位</p> <p>(2) 巡回型 ア 昼間帯 1,870円×延べ活動回数 イ 早朝・夜間帯 2,340円×延べ活動回数 ウ 深夜帯 3,740円×延べ活動回数 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。</p> <p>(注) 他制度との適用関係により特例的に提供するホームヘルプサービス(平成14年1月10日障障第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知参照)の基準額は、(1)及び(2)に定める基準額に0.95を乗じて得た額とする。(端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てる。)</p> <p>2 主任家庭奉仕員(チーフ・ヘルパー)手当 当分の間、平成2年度以前に任じられている者を限りとして、従来通りの取扱いとする。 4,670円×活動延べ月数</p>	ホームヘルパーの設置、ホームヘルプサービスチーム運営及び市町村運営事務に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料	基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額から、「身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱」に定める負担基準に従って徴収すべき額を控除した額。	1 / 4

	<p>3 市町村運営事務費 ホームヘルプサービスの調査決定、募集等 説明会資料作成、費用徴収事務及びホームヘルパー養成研修会参加に必要な経費であって、知事が必要と認めた額。</p> <p>4 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業費加算 知事が必要と認めた額</p>			
<p>障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業費</p> <p>（知的障害者福祉法第15条の3第1項の規定により市町村が行う事業）</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。</p> <p>1 手当等 （1）及び（2）により算出した額の合算額とする。</p> <p>（1）滞在型 ア 身体介護中心業務 3,740円×延べ活動単位数 イ 家事援助中心業務 1,470円×延べ活動単位数 なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 （ア）身体介護中心業務 4,670円×延べ活動単位数 （イ）家事援助中心業務 1,830円×延べ活動単位数 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は、30分毎に0.5単位を加算する。 ウ 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,470円を乗じて得た額とする。 （ア）30分未満は0単位 （イ）30分以上1時間未満は0.5単位 （ウ）1時間以上は1単位 （2）巡回型 ア 昼間帯 1,870円×延べ活動回数 イ 早朝・夜間帯 2,340円×延べ活動回数 ウ 深夜帯 3,740円×延べ活動回数 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。</p> <p>2 主任家庭奉仕員（チーフ・ヘルパー）手当 当分の間、平成2年度以前に任じられている者を限りとして、従来通りの取扱いとする。 4,670円×活動延べ月数</p> <p>3 市町村運営事務費 ホームヘルプサービスの調査決定、</p>	<p>ホームヘルパーの設置、ホームヘルプサービスチーム運営及び市町村運営事務に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額から、「障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱」に定める負担基準に従って徴収すべき額を控除した額。</p>	<p>1 / 4</p>

	<p>募集等説明会資料作成、費用徴収事務及びホームヘルパー養成研修会参加に必要な経費であって、知事が必要と認めた額。</p> <p>4 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業費加算 知事が必要と認めた額</p>			
<p>難病患者等ホームヘルプサービス事業費</p> <p>（平成8年6月26日健医発第799号厚生省保健医療局長通知「難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱」に基づき、市町村が行う事業）</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。</p> <p>1 手当等 (1)及び(2)により算出した額の合算額とする。 (1) 滞在型 ア 身体介護中心業務 $3,740円 \times 延べ活動単位数$ イ 家事援助中心業務 $1,470円 \times 延べ活動単位数$ なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 (ア) 身体介護中心業務 $4,670円 \times 延べ活動単位数$ (イ) 家事援助中心業務 $1,830円 \times 延べ活動単位数$ 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は、30分毎に0.5単位を加算する。 ウ 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,470円を乗じて得た額とする。 (ア) 30分未満は0単位 (イ) 30分以上1時間未満は0.5単位 (ウ) 1時間以上は1単位 (2) 巡回型 ア 昼間帯 $1,870円 \times 延べ活動回数$ イ 早朝・夜間帯 $2,340円 \times 延べ活動回数$ ウ 深夜帯 $3,740円 \times 延べ活動回数$ 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。</p> <p>2 市町村運営事務費 ホームヘルプサービスの調査決定、募集等説明会資料作成、費用徴収事務及びホームヘルパー養成研修会参加に必要な経費であって 知事が必要と認めた額。</p> <p>3 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業費加算 知事が必要と認めた額</p>	<p>ホームヘルパーの設置、ホームヘルプサービスチーム運営及び市町村運営事務に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額から、「難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱」に定める負担基準に従って徴収すべき額を控除した額。</p>	<p>1 / 4</p>

<p>精神障害者ホームヘルプサービス事業費</p> <p>(精神保健福祉法第50条の3第1項及び平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添1「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」に基づき、市町村が行う事業。</p> <p>精神保健福祉法第50条の3第1項及び平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添1「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」に基づき、非営利法人が行う事業に対して市町村が補助する事業。)</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。</p> <p>1 手当等 (1)及び(2)により算出した額の合算額とする。</p> <p>(1) 滞在型 ア 身体介護中心業務 3,740円×延べ活動単位数 イ 家事援助中心業務 1,470円×延べ活動単位数 なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 (ア) 身体介護中心業務 4,670円×延べ活動単位数 (イ) 家事援助中心業務 1,830円×延べ活動単位数 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は、30分毎に0.5単位を加算する。 ウ 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,470円を乗じて得た額とする。 (ア) 30分未満は0単位 (イ) 30分以上1時間未満は0.5単位 (ウ) 1時間以上は1単位</p> <p>(2) 巡回型 ア 昼間帯 1,870円×延べ活動回数 イ 早朝・夜間帯 2,340円×延べ活動回数 ウ 深夜帯 3,740円×延べ活動回数 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。</p> <p>2 市町村運営事務費 ホームヘルプサービスの調査決定、募集等 説明会資料作成、費用徴収事務及びホームヘルパー養成研修会参加に必要な経費であって 知事が必要と認めた額</p> <p>3 24時間対応ヘルパー (巡回型) 事業費加算 知事が必要と認めた額</p>	<p>ホームヘルパーの設置、ホームヘルプサービスチーム運営及び市町村運営事務に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、補助金</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額から、「精神障害者居宅介護等運営事業運営要綱」に定める負担基準に従って徴収すべき額を控除した額。</p>	<p>3 / 4</p>
<p>身体障害者短期入所事業費</p> <p>(身体障害者福祉法第18条第1項第3号の規定により市町村が行う事業)</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。</p> <p>1 社会的理由 (1) 生活保護世帯の場合 遷延性意識障害者等 16,460円×入所延日数 (医療機関に限る) 重度 9,400円×入所延日数 中度 8,620円×入所延日数 軽度 8,270円×入所延日数</p>	<p>身体障害者短期入所事業の運営に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費及び委託料。 ただし、「身体障害者短期入所事</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。</p>	<p>1 / 4</p>

		<p>(2) その他の世帯の場合 遷延性意識障害者等 14,910円×入所延日数 (医療機関に限る) 重度7,850円×入所延日数 中度7,070円×入所延日数 軽度6,720円×入所延日数</p> <p>2 私的理由 遷延性意識障害者等 14,910円×入所延日数 (医療機関に限る) 重度7,850円×入所延日数 中度7,070円×入所延日数 軽度6,720円×入所延日数</p> <p>3 訓練的理由 (1) 生活保護世帯の場合 重度10,150円×入所延日数 中度 9,370円×入所延日数 軽度 9,020円×入所延日数 (2) その他の世帯の場合 重度8,600円×入所延日数 中度7,820円×入所延日数 軽度7,470円×入所延日数 (注) 1、2及び3の重度、中度、軽度 単価の判定は、平成12年12月6日障 第56号厚生省大臣官房障害保健福祉部 障害福祉課長通知によるものとする。</p>	<p>業運営要綱」に定 める利用者の負担 相当額を除く。</p>		
<p>難病患者等短期入 所事業費 (平成8年6月26 日健医発第799号 厚生省保健医療局 長通知「難病患者 等短期入所事業運 営要綱」に基づき、 市町村が行う事業)</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。 1 社会的理由 (1) 生活保護世帯の場合 16,460円×入所延日数 (2) その他の世帯の場合 14,910円×入所延日数 2 私的理由 14,910円×入所延日数</p>	<p>難病患者等短期 入所事業の運営に 必要な給料、職員 手当等、共済費、 賃金、旅費、需用 費、役務費、扶助 費及び委託料。 ただし、「難病 患者等短期入所事 業運営要綱」に定 める利用者の負担 相当額を除く。</p>	<p>基準額の欄に定め る基準額、対象経費 の欄に定める対象経 費の実支出額、総事 業費から寄附金その 他の収入額を控除し た額のうち最も少な い額。</p>	<p>1 / 4</p>	
<p>在宅介護支援セン ター運営事業費 (平成12年9月27 日老発第654号厚 生省老人保健福祉 局長通知「在宅介 護支援センター運 営事業等の実施に ついて」に基づき、 市町村が行う事業)</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。 1 運営費 年額として次に掲げる額 (以下「基 準額」という。)。ただし、事業が1年 に満たない場合は、原則として基準額 を12で除して得た額に事業実施月数 (1月未満は1月とする。)を乗じて得 た額とする。 (1) 基幹型支援センター運営費 運営費 1か所当たり 14,965,000円以内 ただし、小規模基幹型支援センター にあつては、1か所当たり9,669,000 円以内 (2) 地域型支援センター運営費 ア 運営費 1か所当たり 2,890,000円以内</p>	<p>在宅介護支援セ ンターの運営に必 要な給料、職員手 当等、共済費、報 償費、旅費、需用 費、役務費、扶助 費、委託料、備品 購入費、使用料及 び賃借料</p>	<p>基準額の欄に定め る基準額、対象経費 の欄に定める対象経 費の実支出額、総事 業費から寄附金その 他の収入額を控除し た額のうち最も少な い額。</p>	<p>3 / 4</p>	

	<p>イ 福祉用具展示・紹介事業加算 1か所当たり 796,000円以内</p> <p>ウ 痴呆相談事業加算 1回当たり 30,000円</p> <p>2 初度設備費 1か所当たり 420,000円以内</p>																			
<p>生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業費</p> <p>（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づき、市町村が行う事業）</p>	<p>年額として次に掲げる額（以下「基準額」という。）。又、事業を委託して実施する場合であって、委託先が消費税の納税義務者である場合は、上段括弧書きの額で算出した額とする。ただし事業が1年に満たない場合は、原則として年額を12で除して得た額に事業実施月数（1月未満は1月とする。）を乗じて得た額とする。</p> <p>1 居住部分の利用人員が5名以下 1か所当たり (6,999,000) 6,665,000円以内</p> <p>2 居住部分の利用人員が6名から10名以下 1か所当たり (9,016,000) 8,586,000円以内</p> <p>3 居住部分の利用人員が11名以上 1か所当たり (14,272,000) 13,592,000円以内</p>	<p>生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、被服費、修繕料役務費、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料。</p> <p>ただし、「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」に定める利用者の実費負担相当額を除く。</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額から、「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」に定める負担基準に従って徴収すべき額を控除した額。</p>	<p>3 / 4</p>																
<p>介護予防・生活支援事業費（市町村事業）</p> <p>（平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知「介護予防・生活支援事業の実施について」に基づき、市町村が行う事業）</p>	<p>次により算出した額の合算額とする。</p> <p>(1) 介護予防・生活支援事業（健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業を除く。）の実施に必要な額。</p> <p>ただし、次表に掲げる額を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="454 1332 893 1803"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内65才以上人口が1,000人未満</td> <td>19,500,000円</td> </tr> <tr> <td>管内65才以上人口が1,000人以上2,500人未満</td> <td>23,000,000円</td> </tr> <tr> <td>管内65才以上人口が2,500人以上5,000人未満</td> <td>36,000,000円</td> </tr> <tr> <td>管内65才以上人口が5,000人以上10,000人未満</td> <td>53,400,000円</td> </tr> <tr> <td>管内65才以上人口が10,000人以上25,000人未満</td> <td>95,600,000円</td> </tr> <tr> <td>管内65才以上人口が25,000人以上50,000人未満</td> <td>201,000,000円</td> </tr> <tr> <td>管内65才以上人口が50,000人以上</td> <td>304,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業 1か所当たり 9,000,000円以内 （事業実施期間は、2年以内とする。）</p> <p>(3) 特別加算分 地形、気候、住宅事情その他地域の特性を勘案して実施される事業に</p>	区 分	限 度 額	管内65才以上人口が1,000人未満	19,500,000円	管内65才以上人口が1,000人以上2,500人未満	23,000,000円	管内65才以上人口が2,500人以上5,000人未満	36,000,000円	管内65才以上人口が5,000人以上10,000人未満	53,400,000円	管内65才以上人口が10,000人以上25,000人未満	95,600,000円	管内65才以上人口が25,000人以上50,000人未満	201,000,000円	管内65才以上人口が50,000人以上	304,000,000円	<p>市町村事業の運営に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、被服費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金。</p> <p>ただし、「介護予防・生活支援事業実施要綱」に定める利用者の実費負担相当額を除く。</p> <p>なお、市町村が「介護予防・生活支援事業実施要綱」に定める「住宅改修支援事業」を実施する場合は補助金を、「家族介護支援事業」又は「成年後見制度利用支援事業」を実施する場合は、扶助費及び補助金を、「緊急通報体制等整備事業」を実施する場合は、扶助</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。</p>	<p>3 / 4</p>
区 分	限 度 額																			
管内65才以上人口が1,000人未満	19,500,000円																			
管内65才以上人口が1,000人以上2,500人未満	23,000,000円																			
管内65才以上人口が2,500人以上5,000人未満	36,000,000円																			
管内65才以上人口が5,000人以上10,000人未満	53,400,000円																			
管内65才以上人口が10,000人以上25,000人未満	95,600,000円																			
管内65才以上人口が25,000人以上50,000人未満	201,000,000円																			
管内65才以上人口が50,000人以上	304,000,000円																			

	対し、知事が特に必要と認めた額	費を対象経費とすることができる。		
介護予防・生活支援事業費（老人クラブ活動等事業） （平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業並びに財団法人長崎県老人クラブ連合会が行う老人クラブ等活動推進事業及び高齢者相互支援事業）	1 老人クラブ等事業費 1か所当たり 知事が必要と認めた額	老人クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。	基準額の欄に定める基準額と対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。	2 / 3
	2 老人クラブ等活動推進事業費 1か所当たり 知事が必要と認めた額	老人クラブ等活動推進事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	基準額の欄に定める基準額と対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。	
	3 高齢者相互支援事業費 1か所当たり 知事が必要と認めた額	高齢者相互支援事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	基準額の欄に定める基準額と対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。	
日常生活用具給付等事業費（老人に対するもの） （平成12年9月27日老発第656号厚生省老人保健福祉局長通知「老人日常生活用具給付等事業の実施について」に基づき、市町村が行う事業）	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（世帯の生計中心者。）の負担すべき額の合算額を控除した額 1 電磁調理器 41,000円×購入数 2 火災警報器 15,500円×購入数 （ただし、1世帯につき2台を限度とする。） 3 自動消火器 30,900円×購入数 4 老人用電話（新規設置の場合のみ） 83,300円×設置台数 なお、電話回線をプッシュ回線に切り替える場合又は現行機種を後継機種に切り替える場合は、その回線切替費用 2,000円×切替台数	日常生活用具給付等事業に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料。 ただし電話については、設置に必要な架設工事費及び電話加入料を含む。	基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。	2 / 3
日常生活用具給付等事業費（重度身体障害者（児）に対するもの） （平成12年3月31日障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」に基づき、市町村が行う事業）	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（世帯の生計中心者）の負担すべき額の合算額を控除した額 1 浴槽（湯沸器を含む。） 100,000円×購入数 ただし、個別に給付する場合は次のとおりとする。 (1) 浴槽 60,800円×購入数 (2) 湯沸器 50,000円×購入数 2 便器 4,450円×購入数 3 手すり（便器に手すりをつけた場合）	日常生活用具給付等事業に必要な需用費（消耗品費に限る。）、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費。 ただし、電話については、設置に必要な架設工事費及び電話加入料を含む。	基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。	市は 1 / 2、 町村は 3 / 4

	5,400円×購入数
4	盲人用テーブルコーダー 23,000円×購入数
5	盲人用時計
(1)	触読時計 10,300円×購入数
(2)	音声時計 15,500円×購入数
6	盲人用タイムスイッチ 3,750円×購入数
7	特殊便器 159,000円×購入数
8	特殊寝台 154,000円×購入数
9	特殊マット 19,600円×購入数
10	点字タイプライター 63,100円×購入数
11	盲人用電卓 52,000円×購入数
12	電磁調理器 41,000円×購入数
13	歩行支援用具 (手すり、スロープ、 歩行器等) 60,000円×購入数
14	入浴補助用具 90,000円×購入数
15	特殊尿器 67,000円×購入数
16	火災警報器 17,500円×購入数 (ただし、1世帯につき2台を限度 とする。)
18	自動消火器 30,900円×購入数
19	盲人用音声式体温計 10,100円×購入数
20	入浴担架 (レンタル数) 82,400円×購入数
21	盲人用秤 3,750円×購入数
22	体位変換器 15,000円×購入数
23	透析液加温器 51,500円×購入数
24	障害者用電話 (新設設置の場合のみ) 83,300円×設置台数
25	ファックス 7,700円×設置台数
26	視覚障害者 (児) 用ワードプロセッ サー 1,030,000円×設置台数
27	パーソナルコンピュータ (肢体不自 由者 (児) 用) 118,500円×購入数
28	酸素ボンベ運搬車 21,000円×購入数
29	聴覚障害者用屋内信号装置 87,400円×購入数

		<p>30 視覚障害者用拡大読書器 198,000円×購入数</p> <p>31 移動用リフト 159,000円×購入数</p> <p>32 重度障害者用意志伝達装置 470,000円×購入数</p> <p>33 ネブライザー（吸入器） 36,000円×購入数</p> <p>34 点字図書 知事が必要と認めた額</p> <p>35 聴覚障害者用通信装置 128,000円×購入数</p> <p>36 携帯用会話補助装置 98,800円×購入数</p> <p>37 盲人用体重計 20,000円×購入数</p> <p>38 文字放送デコーダー ア 単体の場合 80,000円×購入数 イ 内蔵型の場合 内蔵されていない同一機種との価格差 (80,000円以内)×購入数</p> <p>39 歩行時間延長信号機用小型送信機 7,000円×購入数</p> <p>40 電気式たん吸引器 59,000円×購入数</p> <p>41 点字ディスプレイ 440,000円×購入数</p> <p>42 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 200,000円</p>			
	<p>日常生活用具給付等事業費（重度障害児・者に対するもの）</p> <p>（平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」に基づき、市町村が行う事業）</p>	<p>次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（世帯の生計中心者）の負担すべき額の合算額を控除した額</p> <p>1 浴槽（湯沸器を含む。） 100,000円×購入数 ただし、個別に給付する場合は次のとおりとする。</p> <p>(1) 浴槽 60,800円×購入数</p> <p>(2) 湯沸器 50,000円×購入数</p> <p>2 便器 4,450円×購入数</p> <p>3 手すり（便器に手すりをつけた場合） 5,400円×購入数</p> <p>4 訓練用ベッド 159,200円×購入数</p> <p>5 特殊マット 19,600円×購入数</p> <p>6 訓練椅子 33,100円×購入数</p> <p>7 テープレコーダー 23,000円×購入数</p> <p>8 特殊便器 159,000円×購入数</p> <p>9 点字タイプライター 63,100円×購入数</p>	<p>日常生活用具給付等事業に必要な需用費（消耗品費に限る。）、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費。</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。</p>	<p>市は 1 / 2、 町村は 3 / 4</p>

- | | |
|----|---|
| 10 | 盲人用電卓
52,000円×購入数 |
| 11 | 電磁調理器
41,000円×購入数 |
| 12 | 歩行支援用具（手すり、スロープ、
歩行器等）
60,000円×購入数 |
| 13 | 入浴補助用具
90,000円×購入数 |
| 14 | 特殊尿器
67,000円×購入数 |
| 15 | 火災警報器
15,500円×購入数
(ただし、1世帯につき2台を限度
とする。) |
| 16 | 自動消火器
30,900円×購入数 |
| 17 | 盲人用音声式体温計
10,100円×購入数 |
| 18 | 入浴担架
82,400円×購入数（レンタル数） |
| 19 | 盲人用秤
3,750円×購入数 |
| 20 | 体位変換器
15,000円×購入数 |
| 21 | 透析液加温器
51,500円×購入数 |
| 22 | 視覚障害者用ワードプロセッサ
1,030,000円×設置台数 |
| 23 | パーソナルコンピュータ（肢体不自
由児用）
118,500円×購入数 |
| 24 | 視覚障害者用拡大読書器
198,000円×購入数 |
| 25 | 移動用リフト
159,000円×購入数 |
| 26 | 頭部保護帽
16,300円×購入数 |
| 27 | 点字図書
知事が必要と認めた額 |
| 28 | 聴覚障害者用通信装置
128,000円×購入数 |
| 29 | 携帯用会話補助装置
98,800円×購入数 |
| 30 | 文字放送デコーダー
(1) 単体の場合
80,000円×購入数
(2) 内蔵型の場合
内蔵されていない同一機種との価
格差
(80,000円以内×購入数) |
| 31 | 歩行時間延長信号機用小型送信機
7,000円×購入数 |
| 32 | ネブライザー（吸入器）
40,000円×購入数 |
| 33 | 電気式たん吸引器
59,000円×購入数 |
| 34 | 重度障害者用意志伝達装置
500,000円×購入数 |

<p>日常生活用具給付等事業費（難病患者等に対するもの） （平成8年6月26日健医発第799号厚生省保健医療局長通知「難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱」に基づき市町村が行う事業）</p>	<p>35 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 200,000円</p> <p>次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（世帯の生計中心者）の負担すべき額の合算額を控除した額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 便器 4,450円×購入数 2 手すり（便器に手すりをつけた場合） 5,400円×購入数 3 特殊マット 19,600円×購入数 4 特殊寝台 154,000円×購入数 5 特殊尿器 67,000円×購入数 6 体位変換器 15,000円×購入数 7 入浴補助用具 90,000円×購入数 8 車いす 70,400円×購入数 9 歩行支援用具 60,000円×購入数 10 電気式たん吸引器 59,000円×購入数 	<p>日常生活用具給付等事業に必要な需用費（消耗品費に限る。）、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。</p>	<p>市は 1 / 2、 町村は 3 / 4</p>
<p>介護サービス適正実施指導事業費 （平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知「介護サービス適正実施指導事業の実施について」に基づき、市町村が行う事業）</p>	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>介護サービス適正実施指導事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金、補助金、備品購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。</p>	<p>3 / 4</p>
<p>老人福祉法第10条の4に規定するやむを得ない事由による措置費 （老人福祉法（昭和33年法律第133号）第10条の4に基づき、市町村が行う事業）</p>	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>老人福祉法第10条の4に規定するやむを得ない措置の実施に必要な扶助費等</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額。</p>	<p>1 / 4</p>
<p>特別事業 （老人福祉の適正な運営に必要な特別事業で、市町村が行う事業）</p>	<p>市町村が、知事の承認を受けて実施する特別事業に要する費用の実支出額</p>	<p>特別事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、使用料及び賃借料</p>	<p>基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。</p>	<p>1 / 2</p>
<p>身体障害者デイサービス事業費</p>	<p>次により算出した額の合算額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営費 	<p>身体障害者デイサービス事業の実施に</p>		<p>1 / 4</p>

(身体障害者福祉法第18条第1項第2号の規定により市町村が行う事業)

(1)により算出した額
 ただし、平成12年4月1日以降において事業費補助方式を導入する市町村にあつては、(1)により算出した額(事業費補助方式を導入した月以降の分に限る。)と、(2)により算出した額(事業費補助方式を導入した月の前月分までに限る。)の合算額とする。

必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及びリフトバス設置費
 ただし、「身体障害者デイサービス事業運営要綱」に定める利用者の実費負担相当額を除く。

(1) 事業費補助方式
 利用者ごとの障害程度、利用時間に応じ次表の区分ごとに適用される単価にそれぞれの延利用者数を乗じて得た額の合算額とする。

類型区分	障害程度区分単価	利用時間			備考
		3～4時間	4～6時間	6～8時間	
介護型	重度単価	5,200円	7,500円	10,500円	小規模型(5人)で入浴サービス未実施の場合は、左記の単価に83%を乗じた額とする。(100円未満切り捨て)
	中度単価	3,900円	5,600円	7,800円	
	軽度単価	3,400円	4,900円	6,800円	
基本型	重度単価	4,400円	6,300円	8,800円	
	中度単価	3,300円	4,700円	6,600円	
	軽度単価	2,800円	4,100円	5,700円	
入浴中心型	重度単価	3,900円	5,500円	7,800円	
	中度単価	2,900円	4,100円	5,800円	
	軽度単価	2,500円	3,600円	5,000円	
給食中心型	重度単価	2,800円	4,000円	5,700円	
	中度単価	2,100円	3,000円	4,200円	
	軽度単価	1,800円	2,600円	3,700円	
作業中心型		800円	1,100円	1,600円	

注) 1 利用時間が3時間未満の場合は、利用時間3～4時間の単価に70%を乗じた額とする。(100未満切り捨て)
 2 利用者毎に適用する障害程度区分単価を判定するに当たっては、「身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業利用者に適用する国庫補助単価の取扱について」(平成12年12月6日障第56号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知)によること。

(2) 運営費補助方式
 年額として次に掲げる額(以下、「基準額」という。)
 ただし、事業が1年に満たない場合は、基準額を12で除して得た額に事業月数(1月未満は1月とする。)を乗じて得た額
 ア 介護型
 1か所当たり
 25,343,000円以内で厚生大臣が必要と認められた額

- イ 基本型
 - 1 か所当たり
20,274,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- ウ 入浴中心型
 - 1 か所当たり
17,740,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- エ 給食中心型
 - 1 か所当たり
12,672,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- オ 作業中心型
 - 1 か所当たり
4,193,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- カ 小規模介護型
 - (ア) 利用定員 8 人程度
 - 1 か所当たり
12,672,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
 - (イ) 利用定員 5 人以上
 - 1 か所当たり
7,920,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- キ 小規模基本型
 - (ア) 利用定員 8 人程度
 - 1 か所当たり
10,137,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
 - (イ) 利用定員 5 人以上
 - 1 か所当たり
6,336,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
ただし、入浴サービスを実施する場合は、
1,536,000円を加えた額の範囲内で厚生大臣が必要と認めた額
- ク 小規模入浴中心型
 - (ア) 利用定員 8 人程度
 - 1 か所当たり
8,870,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
 - (イ) 利用定員 5 人以上
 - 1 か所当たり
5,544,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- ケ 小規模給食中心型
 - (ア) 利用定員 8 人程度
 - 1 か所当たり
6,336,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
 - (イ) 利用定員 5 人以上
 - 1 か所当たり
3,960,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額
- コ 小規模作業中心型
 - (ア) 利用定員 8 人程度
 - 1 か所当たり
2,097,000円以内で厚生大臣が必要と認めた額

		<p>(イ) 利用定員5人以上 1か所当たり 1,331,000円以内で厚生大臣が 必要と認めた額</p> <p>サ 創作的活動 上記イ～コを実施した場合、次 の(ア)又は(イ)を加算する。</p> <p>(ア) 普通型 1か所当たり 1,022,000円以内で厚生大臣が 必要と認めた額</p> <p>(イ) 重点型 1か所当たり 2,555,000円以内で厚生大臣が 必要と認めた額</p> <p>2 リフトバス設置(更新)費1か所当 たり 6,930,000円以内で厚生大臣が必要と 認めた額</p> <p>3 介護保険給付の対象とならない65歳 未満の身体障害者が介護保険法による 指定通所介護事業所等を利用した場合 の事業費 利用者ごとの障害程度、利用時間に 応じ、1の(1)に掲げる表の介護型の単 価に延利用者数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 訪問入浴サービス 10,000円×延べ活動回数</p> <p>5 単独型加算 年額として次に掲げる額(以下、 「基準額」という。) ただし、事業が1年に満たない場合 は、原則として基準額を12で除して得 た額に事業実施月数(1月未満は1月 とする。)を乗じて得た額 1か所当たり 5,487,000円以内で厚生大臣が必要と 認めた額</p>		
--	--	---	--	--

(注) 補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、1,000円未満の端数が生じた場合の端数は切り捨てることとする。

長崎県告示第390号

長崎県福祉医療費補助金交付要綱（昭和49年長崎県告示第1844号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

なお、この要綱の適用の日より前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

第2条の表母子家庭の母の項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表寡婦等の項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第3条第1項第2号中「及び第5項」を削る。

長崎県告示第391号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 埋立ての竣功認可年月日

平成15年3月25日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称	長崎県
所 在 地	長崎市江戸町2番13号
代表者氏名	長崎県知事 金子 原二郎
代表者住所	長崎市桜馬場1丁目1番14号

3 埋立ての区域

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| (1) 位 置 | 長崎県新魚目町丸尾郷字丸尾265番6から榎津郷字門松974番に至る地先 |
| (2) 区 域 | 省略（閲覧図書のとおり） |
| (3) 面 積 | 8,702.82平方メートル |

4 埋立地の用途

漁港施設用地、水路敷

5 埋立免許年月日及び番号

平成3年9月7日付け長崎県指令3漁計許第15号

6 閲覧場所

長崎県南松浦郡新魚目町榎津郷491番地 新魚目町役場

長崎県告示第392号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 埋立ての竣功認可年月日

平成15年3月25日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称	有川町
所 在 地	南松浦郡有川町有川郷720番地1
代表者氏名	有川町長 井上 俊昭
代表者住所	南松浦郡有川町有川郷2636番地

3 埋立ての区域

- | | |
|---------|--|
| (1) 位 置 | 1工区
長崎県南松浦郡有川町鯛ノ浦阿瀬津郷字大坪456番13に隣接する水路に隣接する里道に |
|---------|--|

隣接する水路に隣接する町道及び字奥浦558番1に隣接する町道に隣接する無番地の地先並びに字奥浦558番1に隣接する町道に隣接する無番地から561番5に至る地先

2 工区

長崎県南松浦郡有川町鯛ノ浦阿瀬津郷字中ノ浦564番78から字好河原611番8に隣接する里道に至る地先

(2) 区 域 省略 (閲覧図書のとおり)

(3) 面 積 2,210.96平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、水路敷

5 埋立免許年月日及び番号

平成11年3月24日付け長崎県指令10漁計許第30号

6 閲覧場所

長崎県南松浦郡有川町有川郷720番地1 有川町役場

長崎県告示第393号

料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第3項の規定により収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要						違反の内容
				粗蛋白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
ジェイエイ北九州くみあい 飼料(株) 長崎工場 佐世保市千尽町36	同 左	くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y	平成15年2月	17.8	3.7	2.3	11.0	3.4	1.27	
同 上	同 左	くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと繁殖	平成15年2月	13.8	3.0	4.8	5.4	0.7	1.25	
同 上	同 左	くみあい配合飼料 BヒットVペレットイー エックス	平成15年2月	17.1	3.2	2.5	4.1	0.5	0.56	
日本水産(株) 長崎工場 長崎市三京町646番地23	同 左	ニッスイ配合飼料 マダイEP	平成15年1月	53.6	14.9	0.4	13.5	3.4	3.39	
ハラサングョウ(株) 川棚工場 東彼杵郡川棚町白石郷字 宮田1986番地50	同 左	フェザーミール	平成15年2月	82.2	9.0	0.3	2.1	0.3	0.25	
長崎漁港水産加工団地協同 組合 長崎市三京町646番地31	同 左	魚粉	平成15年2月	65.4	7.9		19.2	5.0	5.67	

長崎県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 保安林予定森林の所在場所

下県郡厳原町大字榎根字志多田513の1、513の口第1、513の口第2、513の八、536の1、536のイ、字金田510、511、512の1、512の4から512の9まで、字クノエ537の1、537の2、537の口第1、537の口第2、537の八第1、537の八第2、537の八第3、537の八第4、537の八第5、537の二、537のホ第1の1、537のホ第1の2、537のホ第2、537のへ、537のト第1、537のト第2イ、537のト第2ロ、537のト第2ハ、537のト第2ニ、537のト第2へ、537のト第3、537のト第4、537の子第1、537の子第2イ、537の子第2ロ、537の子第2ハ、537の子第3、537の子第4、537の子第5の1、537の子第5の2、537の子第6イ、537の子第6ロ、537の子第6ハ、537の子第6ニ、537の子第6ホ、537の子第6へ、537の子第6ト、537の子第6チ、537の子第6リ、556の第1、556の第2、557、560、大字椎根字鑰懸1339のイ、1339のロ、1339のハ、1339のニ、1339のホ、1339のへ、1339のト、1340から1348まで、1349のイ、1349のロ、1350のイ、1350のロ、1350のハ、1351から1353まで、1354のイ、1354のロ、1355から1357まで、1358の第1、1358の第2、1359、1360、1361の1、1361の2、1361のイ、1361のロ、1362のイ、1362のロ、1362のハ、1362のニ、1362のホ、1362のへ

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を県庁農林部山地災害対策室及び厳原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 施行者の名称

佐世保市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成6年長崎県告示第741号

佐世保都市計画下水道事業 中里都市下水路

3 施行期間

自平成6年7月22日 至平成17年3月31日

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

長崎県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び田平土木事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類 一般県道
 路線名 大根坂的山線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
北松浦郡大島村前平免字片峰1455番3地先から 北松浦郡大島村前平免字片峰1453番1地先まで	前	5.0～20.0	32.0	
	後	12.0～27.0	30.0	

長崎県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び田平土木事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般県道 大根坂的山線	北松浦郡大島村前平免字片峰1455番3地先から 北松浦郡大島村前平免字片峰1453番1地先まで	平成15年3月25日

長崎県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び田平土木事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類 一般県道
 路線名 以善田平港線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
北松浦郡田平町小手田免字瀬戸19番45地先から 北松浦郡田平町小手田免字瀬戸19番72地先まで	前	5.8～11.0	428.0	
	後	9.0～17.8	428.0	

長崎県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び田平土木事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般県道 以善田平港線	北松浦郡田平町小手田免字瀬戸19番45地先から 北松浦郡田平町小手田免字瀬戸19番72地先まで	平成15年3月25日

長崎県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び田平土木事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類 主要地方道
路線名 獅子津吉線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市大川原町字目ノ札146番3地先から 平戸市大川原町字目ノ札148番地先まで	前	6.8～20.3	91.3	
	後	15.3～28.4	91.3	

長崎県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び田平土木事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
主要地方道 獅子津吉線	平戸市大川原町字目ノ札146番3地先から 平戸市大川原町字目ノ札148番地先まで	平成15年 3月25日

長崎県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬支庁において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類 主要地方道
路線名 木坂佐賀線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
上県郡峰町大字木坂字在家281番1地先から 上県郡峰町大字木坂字在家296番1地先まで	前	5.3～ 8.5	46.1	
	後	5.6～10.5	44.2	

長崎県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬支庁において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
主要地方道 木坂佐賀線	上県郡峰町大字木坂字在家281番1地先から 上県郡峰町大字木坂字在家296番1地先まで	平成15年 3月25日

長崎県告示第404号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年3月25日

印通寺港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 金子 原二郎

- 1 埋立ての竣功認可年月日
平成15年3月12日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
住 所 長崎市江戸町2番13号
代表者の氏名 長崎県知事 金子 原二郎
代表者の住所 長崎市桜馬場1丁目1番14号
- 3 埋立区域
(1) 位 置 壱岐郡石田町池田東触字中尾1006番から877番13に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 19,723.71平方メートル
- 4 埋立地の用途
港湾施設用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成9年3月28日
長崎県指令8港許第89号
- 6 閲覧場所
壱岐郡石田町石田西触1290番地 石田町役場

長崎県告示第405号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年3月25日

相の浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 金子 原二郎

- 1 埋立ての竣功認可年月日
平成15年3月12日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
住 所 長崎市江戸町2番13号
代表者の氏名 長崎県知事 金子 原二郎
代表者の住所 長崎市桜馬場町1丁目1番14号
- 3 埋立区域
(1) 位 置 南松浦郡奈留町浦郷字下り松546番19地先から字古巣547番14を経て字中古巣651番9に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 10,298.85平方メートル
- 4 埋立地の用途
埠頭用地及び道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成元年7月5日
長崎県指令1港許第52号

6 閲覧場所

南松浦郡奈留町浦郷1818番 1 奈留町役場

長崎県告示第406号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正する。

平成15年 3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

「

表中	社団法人双葉会 会長 三隅尚子	島原市弁天町 1 丁目 7, 118 - 1	島原市城内 1 - 1, 205 長崎県島原振興局内	を

」

「

社団法人双葉会 会長 三隅尚子	島原市新田町347 - 9	島原市城内 1 - 1, 205 長崎県島原振興局内	に改める。
--------------------	---------------	-------------------------------	-------

」

長崎県告示第407号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、平成15年 4月 1日より適用する。

平成15年 3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

「

表中	長崎県職員生活協同組合 理事長 中崎幸夫	長崎市江戸町 2 番13号	長崎市江戸町 2 番13号 長崎県庁内	を
			諫早市永昌東町25番 8 号 長崎県諫早総合庁舎内	
			福江市福江町 7 番 1 号 長崎県五島支庁内	
			壱岐郡郷ノ浦町本村触570番地 長崎県壱岐支庁内	
			佐世保市木場田町 3 番25号 長崎県県北振興局内	
			下県郡厳原町大字宮谷224番地 長崎県対馬支庁内	

」

「

長崎県職員生活協同組合 理事長 中崎幸夫	長崎市江戸町 2 番13号	長崎市江戸町 2 番13号 長崎県庁内	に改める。
		諫早市永昌東町25番 8 号 長崎県諫早総合庁舎内	
		福江市福江町 7 番 1 号 長崎県五島支庁内	
		壱岐郡郷ノ浦町本村触570番地 長崎県壱岐支庁内	
		佐世保市木場田町 3 番25号 長崎県県北振興局内	
		下県郡厳原町大字宮谷224番地 長崎県対馬支庁内	
		長崎市大橋町11 - 1 長崎土木事務所内	

」

公 告

佐世保海軍施設（平瀬係船池）における岸壁等の整備事業（仮称）の環境影響評価書（公告）

佐世保海軍施設（平瀬係船池）における岸壁等の整備事業（仮称）の環境影響評価書を作成したので、長崎県環境影響評価条例（平成11年長崎県条例第27号）第23条により次のとおり公告します。

平成15年3月25日

福岡防衛施設局長 末永 純司

1 事業者の氏名及び住所

（名 称） 福岡防衛施設局

（住 所） 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

（代表者） 局長 末永 純司

2 対象事業の名称、種類及び規模

（名 称） 佐世保海軍施設（平瀬係船池）における岸壁等の整備事業（仮称）

（種 類） 公有水面埋立て事業

（規 模） 事業面積 約15.2ヘクタール（埋立面積約5.7ヘクタール、泊地浚渫面積約9.5ヘクタール）

3 対象事業実施区域

長崎県佐世保市米海軍佐世保基地地先公有水面

4 関係地域

長崎県 佐世保市 平瀬町の全部並びに矢岳町、金比良町、島地町、万津町、湊町、松浦町、立神町及び干
尽町の一部

【環境影響評価書の縦覧について】

縦覧の方法等

（縦覧場所） 長崎県 福岡防衛施設局佐世保防衛施設事務所

長崎県総務部基地対策室、長崎県県北振興局管理部総務企画課

佐世保市企画調整部基地対策課

福岡県 福岡防衛施設局情報公開窓口

（縦覧期間） 平成15年3月25日(火)から平成15年4月28日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

（縦覧時間） 午前9時から午後4時30分まで（ただし、県及び市によっては異なることがあります。）

【その他】

お問い合わせ先

福岡防衛施設局建設部建設企画課

電 話 092 - 472 - 2321

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 一般事務用パソコン 683台

イ プリンタ 40台

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年7月1日から平成19年6月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

ントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成12年長崎県告示第1095号）に定める資格を得ていること。
- (3) 3の競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

(名称) 長崎県出納局会計課（物品管理班）

(電話) 095-824-1111 内線3217～3220

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を平成15年4月25日までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(名称) 長崎県総務部情報政策課（ネットワーク推進班）

(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

(電話) 095-824-1111 内線2276

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付及び入札説明会

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- (2) 入札説明書の配布期間は、平成15年4月24日午後5時30分まで（県の休日を除く。）とする。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年4月4日 午前10時

イ 場所 江戸町センタービル8階B会議室

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県総務部情報政策課（ネットワーク推進班）

(受領期限) 平成15年5月6日

(提出方法) 直接又は郵便（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(日時) 平成15年5月7日 午前11時

(場所) 県庁第二別館3階B会議室

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に同種、同

規模の契約の履行証明（2件）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に同種、同規模の契約の履行証明（2件）を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS
AND SERVICES TO BE ON A LEASE :

Notebook type personal computers for general purpose	683
Printers	40
- (2) PERIOD OF LEASE :
July 1,2003 through June 30,2007
- (3) PLACE OF DELIVERY :
Please find attached information for public tender
- (4) TIME-LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDER :
May 6, 2003
- (5) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION :
Information Technology Division
General Affairs Department
Nagasaki Prefectural Government
2-13 Edo-machi, Nagasaki City,

Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095 - 824 - 1111 (ext.2276)

第9次鳥獣保護事業変更計画の閲覧（公告）

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第1条ノ2第1項の規定により第9次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定によりその関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 閲覧の期間

この公告の日から起算して3週間

2 閲覧の場所

県民生活環境部自然保護課、県北振興局管理部総務企画課、島原振興局管理部総務課、五島支庁管理部地域振興課、壱岐支庁管理部地域振興課及び対馬支庁管理部地域振興課

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

地 区 名	事 業 の 名 称	工事着手時期	工事完了時期
多良岳南部第2地区	広域営農団地農道整備事業	昭和48年8月13日	平成14年2月27日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 都市計画の種類

崎戸都市計画臨港地区 崎戸港臨港地区（崎戸町決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課及び大瀬戸土木事務所

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

1 都市計画の種類

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）臨港地区
太田尾港臨港地区（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課及び長崎土木事務所

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）臨港地区
茂木港臨港地区（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課及び長崎土木事務所

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 都市計画の種類
厳原都市計画用途地域（厳原町決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課及び対馬支庁

競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり公告します。

平成15年3月25日

長崎県知事 金子 原二郎

- 1 借入する物品の種類
 - (1) 一般事務用パソコン 683台
 - (2) プリンタ 40台
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
 - (2) 次の各号の一に該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この公告の日から平成15年4月25日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては登記簿謄本

イ 個人にあつては次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市江戸町2-13

（名称）長崎県出納局会計課（物品管理班）

（電話）095-824-1111 内線3217～3220

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成17年8月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年6月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格」の申請をすること。

7 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(様式第1号)

整理番号 _____

新規 A 更新 B

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本社 0 0	郵便番号																
	所在地																
	フリガナ																
	商号又は名称																
	フリガナ																
	代表者職氏名																
	電話番号																
F A X 番号																	

支社 □ □	郵便番号																
	所在地																
	フリガナ																
	商号又は名称																
	フリガナ																
	代表者職氏名																
	電話番号																
F A X 番号																	

参加を希望する営業品目 (製造・買入・修繕は3品目まで可。 借入はリース又はレンタルのいずれか1品目)	製造・買入・修繕	第1希望	品目番号		品目	
		第2希望	品目番号		品目	
		第3希望	品目番号		品目	
	借入 (主な内容)		品目番号		品目	()

(次のいずれかの番号を で囲むこと。)

1 卸売業	2 小売業・サービス業	3 製造業	4 その他
-------	-------------	-------	-------

消費税及び地方消費税	
1 課税	2 非課税

目 次

1	誓	約	書
2	財 務 関 係	明 細	書
3	営 業	概 要	書
4	委 任		状

添 付 書 類

- 1 法人にあっては、登記簿謄本
- 2 個人にあっては、次のイ及びロ
イ 身元（分）証明書
ロ 成年後見登記制度における登記事項証明書
又は、登記されていないことの証明書
- 3 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税
及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 5 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 6 印鑑届（様式第2号）
- 7 口座振替申込書（様式第3号）
- 8 取扱品目明細書（様式第4号）
- 9 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

所 在 地

商号又は名称

⑩

代表者氏名

⑩

2 財務関係明細書

貸借対照表

年 月 日現在 単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固 定 負 債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固 定 資 産			
有形固定資産		負 債 の 部 合 計	
土地			
建物・構築物		資 本 の 部	
機械・運搬具		資 本 金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法 定 準 備 金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰 余 金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰 延 資 産			
		資 本 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 ・ 資 本 の 部 合 計	

損益計算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + ((カ) - (キ))]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(サ) 税引前当期利益 [(ク) + ((ケ) - (コ))]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益 [(サ) - (シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益 [(ス) + (セ)]	

3 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総損益 (売上高 - 売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
支社等の従業員数	()	()	()	()	()

- (注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己資本額	区分	資本金	資本準備金	利益準備金	任意・別途積立金	当期末処分利益	計
	直前の事業年度						
基準年度							

(4) 財務比率

利益率	$\frac{\text{当期利益}}{\text{売上高}} \times 100 =$	千円	千円	%
固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産計}}{\text{長期借入金 + 自己資本計}} \times 100 =$	千円	千円	%
流動比率	$\frac{\text{流動資産計}}{\text{流動負債計}} \times 100 =$	千円	千円	%

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を4捨5入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	M T S H 年	年 月	年 月

(様式第2号)

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

印 鑑 届

弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

平成 年 月 日

長崎県知事 金子 原二郎 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

(様式第3号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

口座振替申込書

長崎県知事 金子 原二郎 様

平成 年 月 日

長崎県の物品購入（本庁会計課契約分）・賃貸に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別		預金種別 1：普通 2：当座 3：別段
口座番号 (右詰で記入)	口 座 名 義 人 (漢字)			

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)		

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

所 在 地

金融機関名

印

(様式第6号)

資格審査結果通知書

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

長崎県知事

印

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の参加資格を審査した結果、
下記のとおり資格がある
資 格 が な い ものと決定しました。

記

- 1 登 録 番 号
- 2 登 録 年 月 日
- 3 登 録 品 目 (業 種)
- 4 有 効 期 間

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成15年 3月25日

長崎県教育委員会委員長 逸見 嘉彦

別表総務課長の項第8号中「教育次長」の次に「及び参事監」を加え、同表学校教育課長の項第2号中「第4条の2第4項」を「第4条の2第5項」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年 4月 1日から施行する。

教育長訓令

長崎県教育長訓令第1号

県立学校を除く教育機関

長崎県教育長の権限事務の一部を教育機関の長に委任する規程（昭和47年長崎県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成15年 3月25日

長崎県教育委員会教育長 木村 道夫

別表中長崎県立美術博物館長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成15年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月25日

長崎県人事委員会

委員長 栗原 賢太郎

長崎県人事委員会規則第1号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月25日

長崎県人事委員会

委員長 栗原 賢太郎

長崎県人事委員会規則第2号

一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第1条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支庁税務課、又は県税事務所に勤務する職員」を「支庁管理部又は県税事務所に勤務する職員の

うち同項に規定する業務に従事した職員（次項に該当する職員を除く。）に改め、同条に次の1項を加える。
2 条例第3条第2項ただし書の規定により手当を支給される職員は、支庁管理部税務課又は県税事務所に勤務する職員のうち同条第1項に規定する業務に専ら従事する職員とする。

第3条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる職員」を「県央保健所衛生環境課検査班、島原病院、成人病センター多良見病院又はこども医療福祉センターに勤務する臨床検査技師である職員で条例第5条第1項第4号又は第7号に規定する作業に専ら従事する職員」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「福祉保健部健康政策課、保健所、病院又はこども医療福祉センターに勤務する職員のうち、診療放射線技師、診療エックス線技師及び放射線照射作業の補助業務を行った職員並びに衛生公害研究所、工業技術センター、総合水産試験場、総合農林試験場又は中央家畜保健衛生所に勤務する職員のうち放射線照射作業を行った職員」を「別表第2の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する職員のうち同表右欄に掲げる種類の作業に従事した職員（次項に該当する職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第2項ただし書の人事委員会規則で定めるものは、病院又はこども医療福祉センターに勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員で放射線の照射作業に専ら従事する職員とする。

第5条中「健康政策課」を「薬務行政室」に、「同条同項の各号」を「同項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第7条第1項第4号の人事委員会規則で定めるものは、精神障害者に面談して行う業務のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 精神保健福祉センターで行う精神科デイ・ケア
- (2) 保健所で行う精神保健業務中のデイ・ケア事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらの業務に準ずるもの

第7条中「又は地方労働委員会事務局」を削る。

第8条を削り、第8条の2中「第10条の2第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第9条第2項第3号中「又はし尿処理施設への立入検査」を「し尿処理施設（下水処理場を含む）、浄化槽、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設における検体採取等の作業のうち身体に有害なおそれのあるもの」に改める。

第10条を削り、第11条を次のように改め、同条を第10条とする。

（社会福祉業務手当）

第10条 条例第12条第1項の規定により手当を支給される職員は、同項各号に規定する勤務箇所に勤務する職員で同項各号に規定する業務に従事することを常例とする職員とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）第10条の規定により管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職手当受給職員」という。）を除く。

第12条第1項各号列記以外の部分中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（ダム管理手当）

第12条 条例第14条第1項の規定により手当を支給される職員は、ダム管理事務所、長崎土木事務所河港課ダム管理班又は諫早農村整備事務所諫早湾干拓堤防管理事務所に勤務し、洪水警戒体制時においてダム又は水門の管理に従事した職員とする。

第13条から第16条までを削り、第17条中「第20条第1項第1号」を「第16条第1項第1号」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第13条とする。

第18条を削り、第19条中「第23条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第20条第1項中「第24条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「第24条第3項」を「第19条第3項」に、「第25条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第21条第1項中「第25条第1項第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第25条第1項第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、同条を第16条とする。

第22条中「第26条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「第27条第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第27条第1項第3号」を「第22条第1項第3号」に、「ミスト、チェーンソー」を「ホイルローダー、乗用型摘採機、乗用型防除機、スピードスプレイヤ、高所作業台車、ミスト、背負動力噴霧機、チェーンソー、ヘッジトリマー（背負式を含む）、バリカン剪枝機、可搬型剪枝機、可搬型摘採機、中切機、すそ刈り機」に改め、同条を第18条とする。

第24条を削り、第25条第1項中「第30条第1項」を「第23条第1項」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第2項中「第30条第2項」を「第23条第2項」に、「別表第5の2」を「別表第5」に改め、同条を第19条とする。第19条の次に次の2条を加える。

(特殊現場作業手当)

第20条 条例第26条第1項の職員とは、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる勤務箇所に勤務する職員（管理職手当受給職員を除く。）とする。

- (1) 条例第26条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第7号に掲げる作業 別表第6に掲げる勤務箇所に勤務する職員
 - (2) 条例第26条第1項第4号に掲げる作業 雲仙公園事務所に勤務する職員
 - (3) 条例第26条第1項第6号に掲げる作業 農業大学校、農業大学校付属千綿女子高等学園、総合農林試験場新技術開発部、同野菜花き部、同林業部、同環境部、同経営部、同東彼杵茶業支場、同愛野馬鈴薯支場、病害虫防除所又は果樹試験場に勤務する職員
- 2 条例第26条第1項第1号の「地上又は水面上10メートル」及び「5メートル」とは、それぞれ予想される落下地点からの高さをいう。
- 3 条例第26条第1項第1号の足場の不安定な箇所とは、次の各号に掲げる箇所とする。
- (1) 建築物、構造物又はクレーン上の墜落の危険が特に著しい箇所
 - (2) 山、谷又は崖等の45度以上の斜面上で命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が特に著しい箇所
- 4 条例第26条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、地上又は水面上5メートル以上の次の各号に掲げる箇所とする。
- (1) 予想される落下地点が配筋、資材又はコンクリート面等で落下時の危険が特に著しい箇所
 - (2) 水面上5メートル以上の消波ブロック上
- 5 条例第26条第1項第2号の深所とは、浸水の危険がある水面下4メートル以上の深所とし、同号の床掘箇所内とは、床掘深が床掘幅を上回り、かつ、床掘斜面の角度が60度以上の床掘箇所内とする。
- 6 条例第26条第1項第3号のトンネルの坑内とは、巻きたて終了前（素掘りの場合は、掘削終了前）の人車道用トンネル又は通水用トンネルの坑内とする。
- 7 条例第26条第1項第7号の人事委員会規則で定める現場で行う作業とは、建設工事現場若しくは建築現場等であって次の各号に掲げる箇所等で行う工事の監督、測量、検査等の作業とする。
- (1) 圧気工法等により大気圧を超える気圧下となる箇所
 - (2) 転石、資材等の落下により傷害を受ける危険性が高いと認められる箇所
 - (3) 傷害を受ける危険性が高いと認められる次に掲げる区域
 - ア 爆破作業を行う現場に近接した危険区域
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条に定める土砂災害特別警戒区域（雨天時及び雨天直後等で急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りの発生の可能性が高い場合に限る。）
 - ウ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所
 - エ 感電する危険性が高い高圧電源付近の区域
 - オ エレベーターの昇降路内
 - (4) 農地及び河川（農地内の河川に限る。）の工事現場のうち、足場の悪いぬかるみ地等でクレーン又は重作業車等が頻繁に交錯する箇所
 - (5) 海洋構造物等の工事の監督等のために乗り組むしゅんせつ船、土運船、えい船、測量船又は監督船等の船舶上（転落の危険性が特に高いものに限る。）
 - (6) 勤務環境の劣悪なものとして認められる次に掲げる箇所
 - ア 刈払機等を使用して職員自身が伐開作業を行いながら通路を確保しなければならない山林内
 - イ 伐倒木による下敷きの可能性の高い山林内の工事箇所
 - ウ 職員自身の下半身が水面下にある状態となる流水敷、沼沢、瀧地等
 - エ 箱桁、浮体式係船岸等の閉塞された空間内部
- (種雄牛取扱手当)

第21条 条例第27条第1項の規定により手当を支給される職員は、肉用牛改良センターに勤務する職員（管理職手当受給職員を除く。）とする。

- 2 条例第27条第1項第3号の人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 獣医師以外の者が行う直腸検査
- (2) 除角又は削蹄作業
- (3) 低温恒温室内における精液処理作業及び凍結精液製造のための液体窒素取扱作業
第26条から第28条までを削る。

第29条第1項中「第13条、第23条、第24条、第32条及び第36条」を「第12条、第18条及び第19条」に改め、同条第2項中「第21条及び第37条」を「第17条及び第26条」に改め、同条第3項中「第20条」を「第16条」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「第14条」を「第13条」に、「第13条及び第27条」を「第12条及び第22条」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「第20条」を「第16条」に、「第27条第2項第2号」を「第22条第2項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「第30条第2項ただし書」を「第23条第2項ただし書」に、「第37条」を「第26条」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項から同条第12項までを削り、同条第13項各号列記以外の部分中「上廻る」を「上回る」に改め、同項第1号中「伝染病」を「感染症」に改め、同項中第4号から第6号までを削り、同項第7号中「第20条」を「第16条」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号中「第23条」を「第18条」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号中「第26条」を「第21条」に改め、同号を同項第6号とし、同項第10号中「第27条第2項第1号及び第2号」を「第22条第2項第1号及び第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第11号中「第30条」を「第23条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第12号中「第35条」を「第26条第1項第6号」に改め、同号を同項第9号とし、同項に次の1号を加え、同項を同条第8項とする。

- (10) 条例第27条第1項各号に規定する種雄牛取扱作業

第29条に次の1項を加え、同条を第22条とする。

9 前項の規定にかかわらず、同一日内において前項第1号、第3号及び第4号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した職員には、それぞれの作業に係る手当を支給することができる。

第30条を第23条とし、第31条中「第39条」を「第28条」に改め、同条を第24条とする。

第32条第4項中「第3条、第5条第2項ただし書、第6条、第10条の2、第13条、第15条、第28条、第30条第2項ただし書、第31条及び第36条」を「第3条第2項ただし書、第5条第2項ただし書、第6条第2項ただし書、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第17条及び第23条第2項ただし書」に改め、同条第5項中「勤務しない日の合計がその月の勤務を要する日の合計の2分の1を超える場合は、条例第16条、第21条、第32条及び第37条に規定する手当は支給しない」を「勤務しない日の合計（以下「勤務しない日の合計」という。）がその月の勤務を要する日の合計の2分の1を超える場合において、条例第3条第2項ただし書、第5条第2項ただし書、第6条第2項ただし書、第10条、第12条、第15条、第17条及び第23条第2項ただし書に規定する手当を支給するときは、勤務を要する日の合計を基礎として、勤務を要する日の合計から勤務しない日の合計を差し引いた日数により日割計算して得た額を支給する」に改め、同条を第25条とする。

第33条第1項を削り、同条第2項中「第22条に規定する作業又は第25条」を「第20条」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第27条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1作業の種類欄第1号(1)中「及び第3項」を「、第3項、第4項及び第5項（ウイルス性肝炎のうちC型肝炎及び後天性免疫不全症候群（採血等の血液を取り扱う作業に限る。）」に改め、同号(2)中「常時患者」の次に「(回復者を含む。)、常時患者への接触者及び家族」を加え、同欄に次のように加える。

5 食品衛生法第4条第3号に定める病原微生物により汚染された物件又は汚染された疑いがある物件（食中毒に感染する危険性を有する物件に限る。）の処理等の作業

別表第1の2を削り、別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

放射線取扱手当を支給する勤務箇所及び作業の種類

勤 務 箇 所	作 業 の 種 類
福祉保健部、衛生公害研究所、保健所、病院、こども医療福祉センター、工業技術センター、総合水産試験場、総合農林試験場、中央家畜保健衛生所	1 放射線照射作業
	2 放射線照射作業の補助業務
	3 放射線管理区域内での次に掲げる作業 (1) 放射線量測定作業 (2) 放射線量測定作業の補助業務
	4 放射線に被曝するおそれがある作業として人事委員会が認めるもの

別表第3を削り、別表第4中「別表第4（第17条関係）」を「別表第3（第13条関係）」に、「保健所」を「保健所、病院、こども医療福祉センター」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「別表第5（第25条関係）」を「別表第4（第19条関係）」に、「第30条第2項」を「第23条第2項」に改め、同表を別表第4とする。

別表第5の2中「別表第5の2（第25条関係）」を「別表第5（第19条関係）」に、「第30条第2項ただし書」を「第23条第2項ただし書」に改め、同表を別表第5とする。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第20条関係）

特殊現場作業手当を支給する勤務箇所

水産部漁港漁村整備課、農林部（農村計画課、農村整備課、林務課及び山地災害対策室に限る。）、土木部（監理課及び用地課を除く。）、島原振興局（管理部を除く。）、五島支庁（管理部を除く。）、杵岐支庁（管理部を除く。）、対馬支庁（管理部を除く。）、農村整備事務所、林業事務所、土木事務所、臨海開発局、女神大橋建設事務所、出島バイパス建設事務所

（警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項第4号、第5号、第9号、第13号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号」を「第5条第1項第3号、第4号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号」に改める。

第4条を削り、第5条中「第5条第1項第8号」を「第5条第1項第6号」に改め、同条を第4条とする。

第6条を削り、第7条中「第5条第1項第10号」を「第5条第1項第7号」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「第5条第1項第11号」を「第5条第1項第8号」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「第5条第1項第12号」を「第5条第1項第9号」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「第5条第10項第1号」を「第5条第9項第1号」に改め、同条第2項中「第5条第10項第4号」を「第5条第9項第4号」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「第5条第1項第14号」を「第5条第1項第11号」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「第5条第1項第15号」を「第5条第1項第12号」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「第5条第1項第16号」を「第5条第1項第13号」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「第5条第1項第17号」を「第5条第1項第14号」に、「第12条」を「第10条」に、「第13条」を「第11条」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「第5条第1項第18号」を「第5条第1項第15号」に、「第12条及び第14条」を「第10条及び第12条」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「第5条第1項第19号」を「第5条第1項第16号」に改め、同条を第14条とする。

第17条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条第2項中「第5条第1項第4号、第5号、第8号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号」を「第5条第1項第3号、第4号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号」に改め、同条を第17条とする。

第20条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とし、第23条第1項を削り、同条第2項中「第5条第1項第12号、第17号及び第18号」を「第5条第1項第9号、第14号及び第15号」に改め、同条を第21条とする。

（学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和48年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第15条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第2項中「第8条第4項」を「第9条第4項」に改める。

第4条中「第12条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第5条中「第18条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第13条」を「第14条」に、「第12条」を「第8条」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条中「第20条」を「第15条」に改める。

第9条第1項中「第4条及び第11条」を「第7条」に改め、同条第4項中「第15条」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定による改正前の一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「一般職員特殊勤務手当規則」という。）及び改正前の学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「学校職員特殊勤務手当規則」という。）の規定は、この規則による改正後の一般職員特殊勤務手当規則及び改正後の学校職員特殊勤務手当規則の規定にかかわらず、一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年長崎県条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定の適用があるものについては、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に限り、なおその効力を有する。

(権衡職員)

3 改正条例附則第2項の権衡上必要と認められるものとして人事委員会規則で定めるものは、経過措置期間において新たに改正条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）第3条、第5条、第6条、第9条、第13条、第15条、第28条、第31条、第32条、第36条及び第37条並びに改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号）第4条、第7条及び第9条の規定に係る業務に従事する職員とする。

(権衡職員に係る特殊勤務手当の額)

4 改正条例附則別表の人事委員会規則で定める額は、改正条例附則別表の1の項の右欄に掲げる額とする。

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十二号
電話代表(八二四)一一二一
直通(八二六)二五三二

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月25日

長崎県人事委員会委員長 栗原 賢太郎

長崎県人事委員会規則第3号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「社団法人長崎県観光連盟」を「財団法人自治体国際化協会 社団法人長崎県観光連盟」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

印刷所
長崎県興善町一六
日本紙工印刷株式会社
要社

正 誤

平成15年3月4日長崎県公報第9212号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
572	28	吉山 康吉	吉山 康幸